

令和2年度「京都ゼロ災3か月運動」(第36回)実施要綱

1 趣 旨

京都府内における令和元年の労働災害による死亡者数は、7月発生の放火による災害があり、全産業48人となり、前年と比べ39人増の大幅な増加となった。また、休業4日以上之死傷者数は2,389人(前年比89人減、3.6%減)となり、過去、最小値となった。

一方、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、令和元年は58.02%(対前年比1.01%増)と依然として50%を超え、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率は高水準で推移し、労災請求件数も増加傾向となっている。

このような状況の中、本年度は、「第13次労働災害防止推進計画(平成30年度～令和4年度の5年間)」3年目となり、計画の目標である平成25年～平成29年の死亡者総数から15%以上減少させること、平成29年と比べ令和4年の死傷者数を5%以上減少させること、労働災害防止重点対象業種を設定し、労働災害の減少に向けた対策の推進を図ること、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を増加させること、腰痛による労働災害を減少させること及び熱中症による死傷者数を減少させること等を達成するため、事業場における安全衛生対策を積極的かつ計画的に推進していかなければならない。

については、労働災害減少目標等の達成に向けて、すべての参加事業場の「ゼロ災の達成」と「労働者の健康確保」が出来るよう、令和2年度「京都ゼロ災3か月運動」(第36回)を、京都府内全域において積極的に展開することとする。



2 目 標

事業場トップの安全衛生宣言により職場の危険ゼロ及び労働者の健康確保を目指した取組を行い、3か月の労働災害ゼロを達成する。

3 達成証の交付

3か月間の労働災害ゼロを達成した本運動の参加事業場に対して、「ゼロ災3か月運動達成之証」を交付する(ここでいう「労働災害」には、通勤災害及び障害のない不休災害を含まない。)

4 運動期間

令和2年7月1日(水)～9月30日(水)

5 運動の推進者等

(1) 主唱者 京都労働局
京都府内各労働基準監督署

(2) 主催者

- * 公益社団法人京都労働基準協会 本部
- 公益社団法人京都労働基準協会 各支部
- 建設業労働災害防止協会京都府支部
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部
- 林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部
- 港湾貨物運送事業労働災害防止協会舞鶴港分会
- 港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮津港分会
- 一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部
- 一般社団法人日本クレーン協会京都支部
- 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会京都支部
- 一般社団法人京都府溶接協会
- 京都府採石公災害防止連絡協議会
- 京都府建築工業協同組合
- 一般社団法人京都府トラック協会

* 印は代表幹事



- (3) 協力団体 (協力依頼先団体)
公益社団法人日本作業環境測定協会 京滋支部
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 京都支部
京都T H P 推進協議会
京都衛生管理者会
京都産業保健総合支援センター



- (4) 後援団体 (後援依頼先団体)
京都府、京都市、京都経営者協会、京都商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会、一般社団法人京都府医師会

6 運動への参加方法等

(1) 参加者の資格

参加者の資格は、京都府内の事業場 (事務所、工場、支店、営業所等) を原則とする。

なお、建設業にあっては、店社単位を原則とするが、請負金額1億8千万円以上 (消費税除く) の工事は、工事現場単位で参加できるものとする。

(2) 参加費

本運動の参加費は、無料とする。

(3) 参加方法

参加希望事業場は、「令和2年度 京都ゼロ災3か月運動参加申込書」(様式第1号) に所定事項を記入し、主催者のいずれかの1団体に郵送又はFAXにて申し込む。

申込期間 **令和2年6月1日(月) ~ 6月18日(木)**

(4) 参加事業場の結果報告

参加事業場は運動期間終了後、参加申込を行った主催者に「令和2年度 京都ゼロ災3か月運動結果報告書」(様式第2号) を郵送又はFAXにて報告する。

報告期間 令和2年10月1日(木) ~ 10月15日(木)

(5) ゼロ災3か月運動達成之証の申請及び交付等

主催者は、「令和2年度 ゼロ災3か月運動達成之証交付申請書」(様式第3号) に達成事業場名簿を添付し、京都労働局長に対し「ゼロ災3か月運動達成之証」の交付を申請する。

京都労働局長は、当運動の参加の必須事項である事業場トップによる「安全衛生に関する宣言」を実施し、かつ、無災害である事業場に対し「ゼロ災3か月運動達成之証」を交付するものとする。

「ゼロ災3か月運動達成之証」交付後、本運動期間中に労働災害の発生の事実が判明した場合には、同達成之証を当該事業場より返還させる。

(6) 参加事業場の実施事項

参加事業場は、必ず運動開始時に事業場のトップから労働者に対して「安全衛生に関する宣言」等を行い、次の事項を参考にして労使一体となって、安全衛生管理活動を活性化するとともに、職場のリスク低減を目指した取組を積極的に実施し、災害ゼロ及び健康確保の達成を目指す。

安全衛生管理体制の整備

年間の安全衛生計画の作成、職場の安全衛生改善提案制度の実施

リスクアセスメントの実施

機械・設備の安全化、作業環境の改善等による快適な職場づくり

転倒災害防止の取組み

作業方法・作業姿勢等の見直し

安全衛生教育の実施

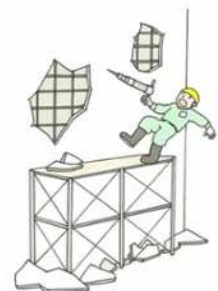
メンタルヘルスケアの取組み

過重労働による健康障害防止対策の実施、健康の確保増進対策の実施

労働災害防止の啓発等の行事

交通労働災害の防止

家庭での安全対策の実施についての啓発等



7 主催者の実施事項

(1) 本運動についての広報及び参加の勧奨を行う。

(2) 本運動を推進するために必要な資料等の作成、配布等を行う。

(3) 「参加申込書」の受付及びこれの取りまとめを行う。

(4) 「結果報告書」を審査し、必須項目の実施及び無災害を達成した事業場を取りまとめ、京都労働局長に対し「達成之証」の交付申請を行う。

(5) ゼロ災3か月運動達成事業場に対し、京都労働局長から交付された6の(5)の「達成之証」を交付する。

(6) 代表幹事は、(1)~(4)に加えて本運動全体の推進、取りまとめ及び会報等による公表等を行う。